

湖西市

いじめの防止等のための基本的な方針

～未然防止、早期発見・早期対応のために～



こどもは、かけがえのない存在であり、未来の湖西を創る“ひと”たちです。誰もがこどもたちの健やかな成長を願っています。

しかし、こどもたちの日々の生活の中に、「いじめ」による問題が存在しているのも事実です。こどもたちの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。「いじめ」からこどもを守るには、まわりの大人が責任を自覚し、役割を果たさなければなりません。いじめの問題は、学校を含めた社会全体の問題であり、安全・安心な社会をどのようにつくっていくかが問われています。

「いじめ防止対策推進法」に加え、令和6年10月に施行された「湖西市いじめ防止対策推進条例」の趣旨を踏まえ、湖西市におけるいじめ防止等の対策を推進するため、「湖西市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、具体的な内容や運用をまとめました。

市（教育委員会、市長部局）と学校が連携し、より実効性のある防止対策を策定し、いじめの問題の克服に全力で取り組んでまいります。

【令和7年9月改訂】

湖西市

1 いじめとは

「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という）第2条に次のように示されています。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

つまり、ある児童等が他の児童等から、心身の苦痛を感じている様子が見られたときや「いじめられている」等の申し出があった場合には、法に則って対応することが求められます。

具体的ないじめの表れとして、以下のようなことがあげられます。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ スマートフォンやタブレット等で誹謗中傷や嫌なことをされる（SNSやゲーム含む） 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた（疑いのある）こどもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけあいなどによって、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。法では、加害者が意図的ではない、害意をもっていない場合であっても、いじめを受けた（疑いのある）こどもの主観を重視した定義に立っており、どんな小さいいじめ（の疑い）も初期段階から見過ごさない姿勢が大切です。

2 いじめの理解

いじめは、どのこどもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くのこどもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

加えて、「いじめた」・「いじめられた」という二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりするこどもがいるなど、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらないこどもがいることにも気をつける必要があります。いじめを防止するには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲

裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになります。教職員が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして、教職員への信頼感と所属する学級・学校への安心感を育み、学級・学校全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させることが重要です。

具体的なこどもたちの姿の例

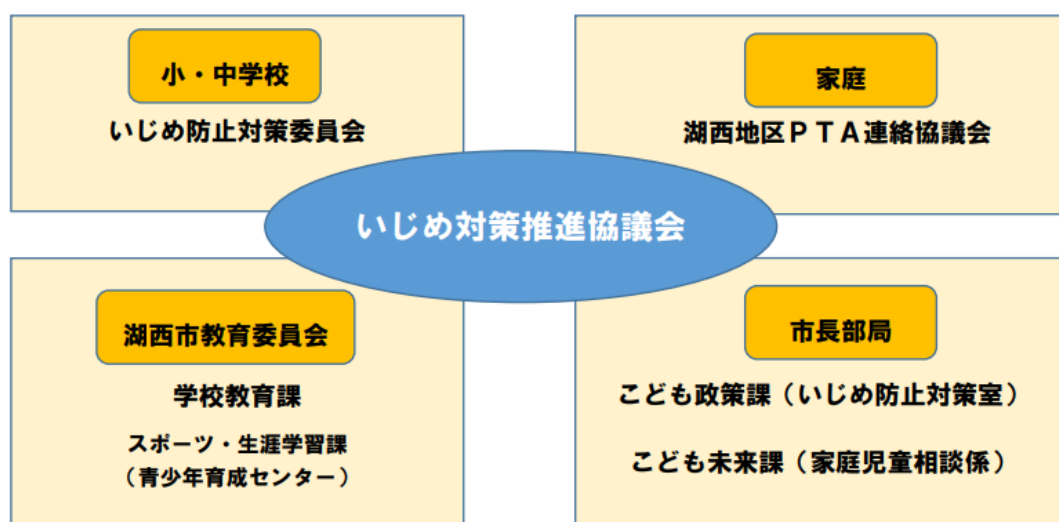
- ・ いじめを受けているこどもに、自然に寄り添って相談にのってあげるこどもたち
- ・ 自分たちでは解決できないと思ったら、教員や保護者などの大人に相談するこどもたち
- ・ いじめをする加害側のこどもに、気づきを促す声掛けができるこどもたち

3 湖西市のいじめの防止等のための対策

湖西市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）の基本理念に基づき、児童等の健やかな心身の成長や人格の形成に影響を与えず、その人権を侵害することのないよう、児童等の利益を最優先に、児童等のいじめへの理解を深め、いじめが行われなくなるようにすることを旨とし、市、学校、保護者、市民等、地域団体等及び関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して、いじめの防止等のための対策を行います。

(1) 湖西市教育委員会の取組

- ① 児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けることができるように、スクールロイヤーによる人権教室を巡回で実施し、互いの人権を尊重する教育を推進します。
- ② 教職員の資質向上のため、スクールロイヤーや生徒指導相談員など外部人材を活用した研修を計画的に推進します。
- ③ 教職員がこども一人一人と向き合うことができるように、学校運営改善を支援します。
- ④ 家庭・地域への啓発として「学びの基礎7つの取り組み」を推進します。
- ⑤ 「いじめ対策推進協議会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、対応に至る事柄や、教職員の資質向上のための研修や取組の企画や実施、検証を関係機関と連携し行うための組織とし、定期的に委員会を開催します。また、必要に応じて臨時に開催します。



- ⑥ 相談体制を整備し、電話相談「ヤングダイヤルこさい」等の広報・活用やこども政策

課・こども未来課・家庭児童相談員・湖西警察署生活安全課相談員等の専門家に協力を得るなど、こども、保護者、教職員に対する相談体制を整備し、連携します。

また、いじめの相談を受けた場合には、家庭や主任児童委員等と連携し、いじめを受けたこどもやいじめについて報告したこどもの立場を守ります。

- ⑦ 各校からの生徒指導報告を受け、傾向を分析し、いじめの対応についていじめ対策連絡議会で情報共有します。
- ⑧ 重大事態への対処について明確にします。（「4 重大事態への対処」参照）また、重大事態の調査において、必要に応じて弁護士や医師などを委員とする第三者による調査を速やかに実施します。
- ⑨ こども政策課・こども未来課・家庭児童相談員・児童相談所・湖西警察署生活安全課相談員等と定期的に情報交換を行い、連携を強化します。

(2) 各小中学校の取組

以下の内容を盛り込み、未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応及び重大事態への対処について方針を定め、全職員でいじめ防止に取り組みます。

① 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等の中核になる常設委員会を設置し、定期的に委員会を開催します。また、必要に応じて、臨時に委員会を開催します。

② いじめの未然防止

ア 複眼的（多面的、多角的）な視点をもつ生徒指導の実践

児童生徒の言動を解釈するに当たり、経験に基づいた見方とともに、理論や客観的事実をもとにした見方を併せ持つなど、常に複眼的な視点を持つことが重要です。

イ こども同士の良好な人間関係の構築

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となる必要があります。また、自身の言動がまわりの人を不快にしているかもしれないことに、気付かせていく経験も大切です。こうした学校・学級の雰囲気を経験することによって、児童生徒の人権感覚や共生感覚は養われます。

そのため教員は、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指し、学級内で、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかけます。児童生徒が「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促し、「困った」をしっかり受け止めることができる体制を築くよう努める必要があります。

ウ 達成感や充実感がある授業づくり

児童生徒が主体的に話し合ったり、目的達成のために協力したりする教育活動を意図的に設定することで、協力的・親和的な関係が醸成され、お互いの信頼関係を深めることで、児童生徒の人権感覚や共生感覚が養われます。教科指導だけでなく、学級活動や学校行事などで、児童生徒が関わり合い、他者の役に立っていると実感することで、自己信頼感を育むことにつながります。また、児童生徒が企画して、運営する活動を取り入れ、その活動を振り返ることで、児童生徒が主体的に取り組み、それが認められ、自己有用感、達成感を感じると共に、学校が居場所であると実感でき、いじめの未然防止につながります。

エ いじめの心理から考える未然防止教育の取組

道徳科や学級活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に児童生徒同士で検討したり、いじめの場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意し、頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を身につけることができるように働きかけます。必要に応じて、スクールカウンセラーが担任や養護教諭と授業を行います。活動を通して子どもたちが、ストレスに対する対処行動やアンガーマネジメントについて学び、実践できることをねらいとしています。

オ いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

発達段階に応じて、法や自校のいじめ防止等の基本方針について理解を深めることで、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であるという認識をもつことができるように働きかけます。

カ いじめ防止のための年間指導計画の作成

主体的、協働的な学びを多く取り入れた授業改善、道徳科指導の充実、保護者や地域への啓発、配慮を要する子どもへの支援、教職員の資質向上の研修の企画や実施、学校評価による取組の改善等について、各校の実情に応じて年間指導計画を作成し、計画的に実施します。

③ いじめの早期発見・早期対応

ア こどもの変化を見逃さない情報交換

こどもの些細な変化を見逃さず教員から声を掛けることが、いじめの早期発見早期対応につながります。そのために、教員同士が気軽に相談できる雰囲気を醸成します。

イ 心とからだの健康観察の実施

1人1台端末を活用して、児童生徒の心身の状態を把握し、いじめの早期発見につなげます。また、相談要請機能から相談があった場合には、早期に対応します。

ウ いじめの詳細なアンケート調査の実施

具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなど調査方法を工夫したアンケート調査を定期的に行い、子どもたちの人間関係の把握に努めます。また、全職員で常に子どもたちを見取る工夫をします。

エ 相談体制の整備

いじめの情報を得た場合は、速やかに事実関係を把握し、多角的に検討できるように学校組織として対応します。校長、教頭、主幹教諭または教務主任、学年主任、生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーターを中心に学校いじめ防止対策委員会を開き、必要に応じて、学級担任や関係教職員の参加、スクールカウンセラー、家庭児童相談員、スクールソーシャルワーカー等の専門家に協力を要請します。専門家の意見を尊重し、いじめを受けた子どもを保護したり、関係する子どもたちへの聴き取り方法を工夫したりして、実効的な組織体制を構築します。また、学校の校内いじめ防止対策委員会は、いじめの情報のあった事案に関する情報収集・共有、対処を話し合い、組織的に対応します。

また、いじめの相談を受けた場合には、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守ります。

オ 実効的な組織体制の構築

事実関係の調査の際には、クロスチェック（異なる手段を用いた情報の確認）やダブルチェック（人を変えて複数人で再確認）を行い、正確な情報を把握することができるよう努めます。聴き取りを行う教職員の選定に際しては、学級担任に限らず、関係する児童生徒、保護者との間で良好な関係が成立している教職員を配置するなど柔軟に対応します。聴き取り調査を行う際には、スクールカウンセラーなど専門家の助言を参考にして、児童生徒の感情や考え方を受け止めながら、事実関係を明確にするように努めます。調査によって明らかになった事実については、5W1Hを明確にし、記録としてまとめます。学校の校内いじめ防止対策委員会で調査結果を基に、いじめをなくすための方針について協議し、いつ、誰が、何を行うのかを決定し、実効的な対応を行います。

カ いじめに対する措置

- ・ 事実確認と湖西市教育委員会や関係機関に連絡、報告する体制を整えます。
- ・ いじめが確認された場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ 再発防止の取り組み、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援、いじめを行ったこどもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う流れを整えます。
- ・ いじめを受けたこどもが安心して教育を受けられるための対策を講じます。
- ・ いじめを受けたこどもの保護者と、いじめを行ったこどもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。
- ・ いじめが「解消している」状態になるまで、措置及び見守りを継続します。いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、②いじめを受けたこどもが心身の苦勞を感じていないことの2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発することがあることを踏まえ、該当児童生徒に声掛けをしたり、保護者に家庭での様子を聞いたり、日常的に注意深く観察しながら実態把握に努めます。
- ・ こどもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合の対応として、直ちに湖西警察署へ通報の方法などを確立し、適切な援助を求めます。

キ 校長及び教員による懲戒

- ・ 校長及び教員は、いじめを行ったこどもに対して、教育上必要があると認めるときは、こどもに対して訓戒や叱責などを加え、規範意識や道徳心を培います。

(3) 市長部局の取組

いじめの防止等のために必要な体制を整備し、かつ、必要な施策を総合的に実施します。

「予防・啓発」「早期発見支援」「介入支援」の3つの階層に分けて対策を行います。

市長部局にいじめの相談窓口を設置し、学校・教育委員会と連携しつつ、また状況に応じて異なる立場としていじめを調査し、必要性が確認された場合には、学校・教育委員会に対して是正の要請を行います。

① 予防・啓発

こどもから大人まで、いじめに関する正しい理解を深め、いじめに対して正しい行動をとることで、いじめが行われなくなることを目指します。

ア 地域を対象にしたいじめ防止啓発事業

- ・いじめ防止啓発講座の実施

こどもから大人までを対象に、いじめの定義や、いじめに対してすべきことについて学ぶ機会を提供します。

- イ 地域でいじめ防止のための活動を行う人材の育成

- ・地域いじめ防止リーダー養成講座の実施

いじめ専門相談員資格のある者が行う講座です。ワークショップを含めた講座を受講し、簡単なテストに合格することで「地域いじめ防止リーダー」として認定し、修了証を授与します。こども達に具体的に接することが多い大人が、いじめ防止に必要な知識や、こどものいじめへの対処方法を学ぶことができます。PTAや地域のスポーツクラブ・少年団、各種習い事などの場で、子どもに接することがある大人、指導者がいじめに関する正しい知識といじめ防止に必要な支援指導の方法を学びます。いじめ問題について正しい理解をする保護者、大人が増えることにより、いじめ防止を地域から行います。

- ② 早期発見支援

- ア 相談窓口の設置

いじめを受けた児童等が、早期にSOSを出せるよう、身近な相談先である学校・教職員以外の相談先として複数の相談窓口（対面、電話、メール、チャット、通報）を設置します。また、保護者、市民等及び地域団体等の他、教職員等が相談や通報ができる体制を整えます。

- イ 心とからだの健康観察の結果データ共有

学校において1人1台端末を使用して行う健康観察の結果データを共有し、学校・教育委員会と共にリスクを把握することで、組織的な対応を図ります。

- ウ いじめデジタルアンケートの結果データ共有

1人1台端末を利用して児童生徒が回答したいじめに関するアンケートの結果を共有し、いじめの被害や目撃情報の把握だけでなく、教師の対応の有無についても確認しつつ、学校・教育委員会と連携した対応を行います。

- ③ 介入支援

相談の受理から終結まで、手順を定めて進めていきます。

- ・相談や通報を受けた内容を整理します。
- ・相談や通報を受けた内容について、学校へ通報します（法第23条第1項）。また、その事実を確認し、解決を図るために、関係する児童等及びその保護者に聞き取りを行う等必要な調査を行うとともに、この調査のため必要に応じ、学校、教育委員会及び地域団体等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めます（条例第11条）。
- ・相談や通報を受けた内容について、いじめ専門相談員を中心としたいじめ対策会議を開催し、いじめ事案として認定するかどうかや緊急度の高さ、重大事態のリスクがあるかどうかについて、組織で判断し、査定します。
- ・いじめ対策会議を開催し、事案に対して介入の方法を判断するとともに、いじめの解消に向け、目標設定をして介入計画を策定します。目標は加害者の謝罪や、加害者・被害者の表面上の和解等ではなく、児童等が安全・安心な状態の保持を目標とします。
- ・計画に沿って介入支援を実践します。相談員が直接加害者や被害者へ接触し、調整を行う直接介入と、学校やその他の支援関係者に担当してもらう間接介入のいずれ

かの方法で、介入計画の目標の達成を目指します。

- ・介入支援の状況を定期的に確認し、介入支援が計画的に進んでいるか、確認します。
- ・目標が達成できたら、いじめの解消について最終確認を行い、介入支援を終了します。
- ・目標の達成、又は児童相談所等の関係機関での支援への移行を以て終結とします。
- ・一定期間経過後に相談者や被害者等に対し、いじめが再発していないか、別の問題が発生していないかを確認します。

④ 学校・教育委員会への是正要請

市長は、調査等の結果、いじめの事実又はいじめの疑いがあり、必要があると認めるときは、学校及び教育委員会に対し、是正を要請します（条例第12条第1項）。

⑤ いじめ問題専門委員会による調査、審査、審議

いじめ事案の解決を図るために必要な場合には、いじめに関する市長の諮問に応じ、いじめ問題専門委員会を事案ごとに招集し、調査、審査、審議を行います。

⑥ いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、静岡県警察湖西警察署その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を設置します（法第14条第1項、条例第13条）。



4 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処します。

(1) 重大事態のケース

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項）
 - ・ こどもが自殺を企図した場合
 - ・ 心身に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合 等
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第2項）

欠席の原因がいじめと疑われ、こどもが相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因でこどもが一定期間連続して欠席しているとき。
- ③ こどもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態又はその疑いがあると認める事案が発生した場合は、直ちに湖西市教育委員会に報告します。報告を受けた湖西市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。

(3) 重大事態についての調査

① 調査を行うための組織

学校と連携し、重大事態の調査組織（学校いじめ防止対策委員会）を設置し、速やかに事実関係を明らかにします。

調査組織は、学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理・福祉の専門家、教員・警察経験者等から構成します。

なお、必要に応じて弁護士、医師、心理士等からなる第三者による湖西市いじめ問題調査委員会を速やかに開催し、調査を実施します。

② 調査の実施

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年8月改訂版）に沿って、教職員、児童生徒、保護者、地域住民等、関係している人全てから聴き取り調査を行います。「いつ」「誰が関わり」「どのような表れか」「背景」「これまでの対応」等の事実関係を可能な限り詳細に明確にします。

こどもの入院や死亡など、いじめられたこどもからの聴き取りが不可能な場合は、こどもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

③ 調査報告書の作成

事実関係の確認・整理をするとともに、重大事態への対処、児童生徒への支援方策を検討します。また、学校及び学校の設置者の対応を検証し、再発防止策を提言します。

④ 指導・支援体制の構築

学級担任、養護教諭、生徒指導担当教諭、管理職等で役割分担する。

A こどもへの指導・支援を行う

- ・いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。
- ・いじめた児童生徒には、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともにいじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

B 保護者と連携する。

- ・つながりのある教職員を中心に即日関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携や方法についても話し合う。

(4) 情報の提供

学校又は湖西市教育委員会は、いじめを受けたこども及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

(5) 再調査及び措置

教育委員会からの調査報告を受けた市長は、当該重大事態への対処又は同種の重大事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果についての再調査を行います。

再調査を行う場合、市長は条例第14条に基づき、いじめ問題専門委員会を招集し、調査を行います。その構成員は、専門的な知識(学識経験者、弁護士、医師、心理士、福祉士の専門家等)を有する第三者を任命します。構成員は、当該事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者とし、調査の公平性・中立性を図ります。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を行います。また、市長は、その結果を議会で報告します。

(6) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行います。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう注意して対応します。また、自殺については連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にします。

いじめの重大事態対応フロー図

